



宮 崎 県 公 報

令和8年4月9日(木曜日) 第703号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 64,800円

目 次

告 示	頁
○生活保護法に基づく指定介護機関の名称の変更(3件).....(福祉保健課) 1	
○生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更.....(") 2	
○生活保護法に基づく指定介護機関の休止.....(") 2	
○指定障害児通所支援事業者の指定(2件).....(障がい福祉課) 2	
○指定障害児通所支援事業の廃止.....(") 3	
○指定障害福祉サービス事業者の指定(5件).....(") 3	
○指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)の指定.....(") 4	
○指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定.....(") 5	
○林業用種苗生産事業者の登録.....(森林経営課) 5	
○公金の徴収、収納及び支出に関する事務の委託(水産政策課) 5	
○道路の区域の変更(6件).....(道路保全課) 5	
○道路の供用の開始(9件).....(") 6	
○道路の占用を制限する区域の指定(3件).....(") 8	

公 告

○土地改良区の役員の退任の届出.....(団体指導検査課) 9	
○土地改良区の定款変更の認可(2件).....(") 9	
○宮崎県資源管理方針の公表.....(漁業管理課) 9	
○するめいかに関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量.....(") 9	
○河川整備計画の変更.....(河川課) 9	
○落札者等の公告.....9	
企業局企業管理規程	
○宮崎県工業用水道条例施行規程の一部を改正する企業管理規程.....10	
○企業局保安規程の一部を改正する企業管理規程.....10	
公安委員会公告	
○検定合格者審査の実施について.....10	
選挙管理委員会告示	
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数.....12	
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数.....12	
○不在者投票のできる施設の指定.....12	

告 示

宮崎県告示第 294号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和8年4月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定介護機関

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
株式会社 フロンティア	京都府京都市下京区薬師前町707	フロンティア薬局 国富店	東諸県郡国富町岩知野756-3

2 届出事項

居宅介護事業所の名称		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
ワタキュー薬局国富店	フロンティア薬局国富店	平成25年 10月1日

宮崎県告示第 295号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和8年4月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定介護機関

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
株式会社 ファーストカラー	日向市都町9番12号	ファーストカラー ホームヘ	日向市都町9番12号

		ルパース ステーショ ン	
--	--	--------------------	--

2 届出事項

居宅介護事業所の名称		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
訪問介護オリーブ	ファーストカラーホーム ヘルパーステーション	令和5年 1月1日

宮崎県告示第 296号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和8年4月9日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 届出をした指定介護機関

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
株式会社 ファース トカラー	日向市都町9番12 号	ファース トカラー 通所介 護	日向市都町9番12 号

2 届出事項

居宅介護事業所の名称		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
通所介護セピア調	ファーストカラー 通所 介護	令和5年 1月1日

宮崎県告示第 297号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

事 業 所 番 号	指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 所		指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 者		指 定 年月日	事 業 等 の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
4550201083	ばぼわプラス	宮崎県都城市太郎	一般社団法人ハル	宮崎県都城市太郎	令和8年3月30日	放課後等デイサ

令和8年4月9日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 届出をした指定介護機関

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
医療法人 社団 睦 由会	北諸県郡三股町宮 村2841-4	江夏整形 外科ケア プランセ ンター	北諸県郡三股町宮 村2846-1

2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
北諸県郡三股町宮村2841 - 4	北諸県郡三股町宮村2846 - 1	令和4年 9月1日

宮崎県告示第 298号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

令和8年4月9日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		休 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
医療法人友 愛会	小林市野尻 町東麓1170	医療法人友 愛会野尻中 央病院 訪 問看護ステ ーション夢 の杜	小林市野尻 町東麓1170	令和8年 4月1日

宮崎県告示第 299号

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和8年4月9日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

		坊町1638番地	ナビア	坊町1638番地		ービス、保育所等訪問支援
--	--	----------	-----	----------	--	--------------

宮崎県告示第 300号

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和8年4月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所番号	指定障害児通所支援事業所		指定障害児通所支援事業者		指定年月日	事業等の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4552100135	子どもステーションえんがわ	東臼杵郡門川町中須五丁目18番地	合同会社レスパイトサービスあるたす	延岡市北町二丁目1番地2	令和8年4月1日	放課後等デイサービス

宮崎県告示第 301号

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和8年4月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所番号	指定障害児通所支援事業所		指定障害児通所支援事業者		廃止年月日	事業等の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4551726088	いっぽのにじ	宮崎県北諸県郡三股町樺山3147-5	社会福祉法人心耕福祉会	宮崎県北諸県郡三股町大字樺山3000番地2	令和8年3月31日	放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

宮崎県告示第 302号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和8年4月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4520400393	Time Flow	日南市南郷町中村字城浦乙3844番地	特定非営利活動法人 ONCE IN A LIFE TIME	日南市星倉一丁目6番5	令和8年4月1日	共同生活援助

宮崎県告示第 303号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和8年4月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510400502	生活介護事業所もんすてら	日南市梅ヶ浜 2-1-35	R. R. c o n y s 株式会社	日南市南郷町西町 1 番地 193	令和 8 年 4 月 1 日	生活介護

宮崎県告示第 304号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和 8 年 4 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510500129	本町ヘルパーセンター	小林市細野 246番地 1	株式会社川野ソーシャルワークオフィス	小林市細野1892番地 5	令和 8 年 4 月 1 日	同行援護

宮崎県告示第 305号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和 8 年 4 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510500061	ふれあいの里	小林市堤2950番地	社会福祉法人燦燦会	小林市堤2950番地	令和 8 年 4 月 1 日	就労選択支援

宮崎県告示第 306号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和 8 年 4 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4512140304	就労継続支援 B 型事業所プラス	東臼杵郡門川町大字門川尾末8519番地 1 2 F	B R A S S 株式会社	東臼杵郡門川町大字門川尾末8519番地 1 2 F	令和 8 年 4 月 1 日	就労継続支援 B 型

宮崎県告示第 307号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（

平成17年法律第 123号）第54条第 2 項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和 8 年 4 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
訪問看護ステーション S t y +	五ヶ瀬町	訪問看護	令和 8 年 3 月 1 日
M I K A T A 薬局	都城市	薬局	令和 8 年 4 月 1 日
和心薬局 西都さくら店	西都市	薬局	令和 8 年 4 月 1 日
M I K A T A 薬局 東町	都城市	薬局	令和 8 年 4 月 1 日

宮崎県告示第 308号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和 8 年 4 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
医療法人社団彩り会彩り在宅クリニック加納	宮崎市	精神通院医療	令和 8 年 4 月 1 日
あさぎり頭痛・脳神経クリニック	三股町	精神通院医療	令和 8 年 4 月 1 日
M I K A T A 薬局	都城市	薬局	令和 8 年 4 月 1 日
和心薬局佐土原店	宮崎市	薬局	令和 8 年 4 月 1 日
和心薬局西都さくら店	西都市	薬局	令和 8 年 4 月 1 日
和心薬局門川店	門川町	薬局	令和 8 年 4 月 1 日
カイ薬局恒久店	宮崎市	薬局	令和 8 年 4 月 1 日
M I K A T A 薬局 東町	都城市	薬局	令和 8 年 4 月 1 日
訪問看護ステーション S t y +	五ヶ瀬町	訪問看護	令和 8 年 4 月 1 日

宮崎県告示第 309号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録をした。

令和 8 年 4 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容		事務所の名称 及び所在地
		種 穂	苗 木	
1441	椎葉 広文 熊本県宇城市松橋町豊崎1759番地29	採取	幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成	椎葉 広文 熊本県宇城市松橋町豊崎1759番地29

宮崎県告示第 310号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の2第1項の規定により、公金の徴収、収納及び支出に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託した。

令和 8 年 4 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 委託した指定公金事務取扱者

名 称	事務所の所在地
九州信用漁業協同組合連合会 宮崎統括支店	宮崎市港2丁目6番地

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳出及び歳入等沿岸漁業改善資金に係る貸付金についての支払業務
沿岸漁業改善資金貸付金に係る債権についての保全及び取立てに関する事務

3 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和 7 年 4 月 1 日

4 指定公金事務取扱者に委託をした日

令和 8 年 4 月 1 日

5 指定公金事務取扱者に委託する期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

宮崎県告示第 311号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 8 年 4 月 9 日から同年同月 23 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 4 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	国道	219号	児湯郡西米良村大字村所字小山重241番10地先から同郡同村大字横野字大河内3番4地先まで	旧	8.9～52.1	1178.8
				新	12.9～52.1	1178.8

宮崎県告示第 312号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 8 年 4 月 9 日から同年同月 23 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 4 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	221号	西諸県郡高 原町大字西 麓字二本松	旧	10.0～ 19.5	125.0
			1361番1地 先から同郡 同町同大字 字中ノ出口 1289番4地 先まで	新	13.5～ 26.0	125.0

宮崎県告示第 313号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 8 年 4 月 9 日から同年同月 23 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 4 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
39	県道	西都南 郷線	東臼杵郡美 郷町南郷上 渡川字門田	旧	6.1～ 13.0	167.3
			307番1地 先から同郡 同町南郷上 渡川字平城 292番1地 先まで	新	7.7～ 23.3	166.1

宮崎県告示第 314号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 8 年 4 月 9 日から同年同月 23 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 4 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
104	県道	霧島公 園小林 線	小林市細野 字中ノ原12 52番14地先 から同市細 野字北八反	旧	9.0～ 19.2	285.9
				新	18.4～ 29.2	285.9

			391番5地 先まで			
--	--	--	---------------	--	--	--

宮崎県告示第 315号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 8 年 4 月 9 日から同年同月 23 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 4 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
209	県道	上長川 日之影 線	東臼杵郡諸 塚村大字七 ツ山字桂63 92番8地先 から同郡同 村同大字字 米ノ迫6351 番地先まで	旧	5.4～ 9.9	43.1
				新	5.5～ 11.9	43.1

宮崎県告示第 316号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 8 年 4 月 9 日から同年同月 23 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 4 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
401	県道	奈佐木 高岡線	小林市野尻 町紙屋字山 城 502番80 地先から同 市同町紙屋 同字 502番 80地先まで	旧	11.3～ 12.3	18.6
				新	13.1～ 14.7	18.6

宮崎県告示第 317号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 8 年 4 月 9 日から同年同月 23 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 4 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	219号	児湯郡西米良村大字村所字小山重241番10地先から同郡同村大字横野字大河内3番4地先まで	令和8年4月9日

宮崎県告示第 318号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和8年4月9日から同年同月23日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	221号	西諸県郡高原町大字西麓字二本松1361番1地先から同郡同町同大字字中ノ出口1289番4地先まで	令和8年4月9日

宮崎県告示第 319号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和8年4月9日から同年同月23日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	265号	児湯郡西米良村大字上米良字猪之津久呂 410番16地先から同郡同村	令和8年4月9日

			同大字同字410番16地先まで	
--	--	--	-----------------	--

宮崎県告示第 320号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和8年4月9日から同年同月23日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	327号	日向市東郷町山陰字切瀬丙 606番12地先から同市同町山陰字城ヶ尾丙 621番1地先まで	令和8年4月9日

宮崎県告示第 321号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和8年4月9日から同年同月23日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
39	県道	西都南郷線	東臼杵郡美郷町南郷上渡川字門田307番1地先から同郡同町南郷上渡川同字 307番1地先まで	令和8年4月9日

宮崎県告示第 322号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和8年4月9日から同年同月23日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
53	県道	京町小 林線	えびの市大 字向江字岩 谷 406番1 地先から同 市大字浦字 新邑下1110 番6地先ま で	令和8年4月9日

宮崎県告示第 323号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和8年4月9日から同年同月23日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
209	県道	上長川 日之影 線	東臼杵郡諸 塚村大字七 ツ山字桂63 92番8地先 から同郡同 村同大字字 米ノ迫6351 番地先まで	令和8年4月9日

宮崎県告示第 324号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和8年4月9日から同年同月23日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
313	県道	杉安高 鍋線	西都市大字 穂北字串木 895番1地 先から同市 同大字同字 885番5ま で	令和8年4月9日

宮崎県告示第 325号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和8年4月9日から同年同月23日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
401	県道	奈佐木 高岡線	小林市野尻 町紙屋字山 城 502番80 地先から同 市同町紙屋 同字 502番 80地先まで	令和8年4月9日

宮崎県告示第 326号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和8年4月9日から同年同月23日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	219号	児湯郡西米良村大字村所字小山重 241番10地先から同郡同村大字横野字大河内3番4地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和8年4月24日

宮崎県告示第 327号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和8年4月9日から同年同月23日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	221号	西諸県郡高原町大字西麓字二本松1361番1地先から同郡同町同大字字中ノ出口1289番4地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和8年4月24日

宮崎県告示第328号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和8年4月9日から同年同月23日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	265号	児湯郡西米良村大字上米良字猪之津久呂410番16地先から同郡同村同大字同字410番16地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和8年4月24日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、高城町土地改良区（都城市）の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和8年4月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

退任した役員

役名	氏名	住所
理事	岩崎一之	都城市高城町石山3652番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、三納川筋土地改良区（西都市）から令和8年3月10日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和8年4月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、庄内土地改良区（都城市）から令和8年3月12日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和8年4月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定により、宮崎県において資源管理を行うための方針を令和8年4月1日付けで別冊のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第6項の規定により公表する。

令和8年4月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、するめいかに関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量を令和8年3月24日付けで次のとおり定めたので、同条第4項の規定により公表する。

令和8年4月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

するめいかに関する令和8管理年度（令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量（漁業法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量をいう。）は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	数量
宮崎県するめいか漁業	現行水準 (目安数量：50トン未満)

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により定めた五ヶ瀬川水系五ヶ瀬川圏域（県管理区間）河川整備計画を変更した。

なお、変更後の計画は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和8年4月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和8年4月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 落札に係る調達件名
令和8年度トナーカートリッジ等の単価契約
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県警察本部警務部会計課 宮崎市旭1丁目8番28号
- 3 落札者を決定した日
令和8年3月25日
- 4 落札者の氏名及び住所

株式会社システム開発 代表取締役 井手 知仁
宮崎市大橋三丁目 101番地 1

- 5 落札金額
45,381,528円 (消費税込み)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和8年2月9日

企業局企業管理規程

宮崎県工業用水道条例施行規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和8年4月9日

宮崎県企業局長 松 浦 直 康

宮崎県企業局企業管理規程第4号

宮崎県工業用水道条例施行規程の一部を改正する企業管理規程

宮崎県工業用水道条例施行規程（昭和39年宮崎県企業局企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

「宮崎県工業用水道事業
様式第23号中 管理者
管理者
印」を
「宮崎県工業用水道事業
管理者
（公印省略）」に改める。

附 則

この企業管理規程は、令和8年5月1日から施行する。

企業局保安規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和8年4月9日

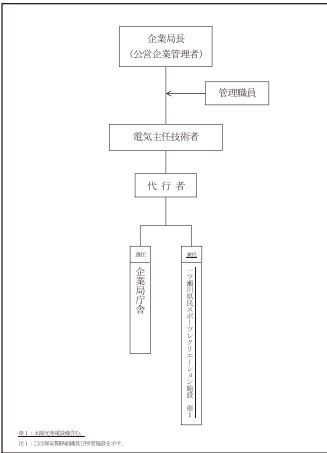
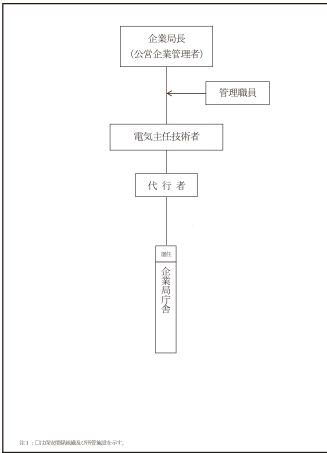
宮崎県企業局長 松 浦 直 康

宮崎県企業局企業管理規程第5号

企業局保安規程の一部を改正する企業管理規程

企業局保安規程（昭和62年宮崎県企業局企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>別表第1（第4条関係）保安に関する組織 [略]</p>  <p>[略]</p>	<p>別表第1（第4条関係）保安に関する組織 [略]</p>  <p>[略]</p>

附 則

この企業管理規程は、公表の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第2号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査（以下「検定合格者審査」という。）を次のとおり実施する。

令和8年4月9日

宮崎県公安委員会委員長 松山 昭

1 検定合格者審査の種別及び級並びに資格

(1) 空港保安警備業務に係る1級の検定合格者審査

警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。)第1条第1項の表に規定する空港保安警備(以下「空港保安警備」という。)に係る同項に規定する検定(以下「旧検定」という。)であって同条第2項に規定する1級に係るもの(以下「旧1級検定」という。)に合格した者

(2) 空港保安警備業務に係る2級の検定合格者審査

空港保安警備に係る旧1級検定又は旧検定であって、旧規則第1条第2項に規定する2級に係るもの(以下「旧2級検定」という。)に合格した者

(3) 施設警備業務に係る1級の検定合格者審査

旧規則第1条第1項の表に規定する常駐警備(以下「常駐警備」という。)に係る旧1級検定に合格した者

(4) 施設警備業務に係る2級の検定合格者審査

常駐警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

(5) 交通誘導警備業務に係る1級の検定合格者審査

旧規則第1条第1項の表に規定する交通誘導警備(以下「交通誘導警備」という。)に係る旧1級検定に合格した者

(6) 交通誘導警備業務に係る2級の検定合格者審査

交通誘導警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

(7) 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る1級の検定合格者審査

旧規則第1条第1項の表に規定する核燃料物質等運搬警備(以下「核燃料物質等運搬警備」という。)に係る旧1級検定に合格した者

(8) 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る2級の検定合格者審査

核燃料物質等運搬警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

(9) 貴重品運搬警備業務に係る1級の検定合格者審査

旧規則第1条第1項の表に規定する貴重品運搬警備(以下「貴重品運搬警備」という。)に係る旧1級検定に合格した者

(10) 貴重品運搬警備に係る2級の検定合格者審査

貴重品運搬警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

2 検定合格者審査の対象者

検定合格者審査は、旧検定に合格した者のうち、次に掲げる者以外の者に対して行う。

(1) 旧検定に合格した警備員であって、検定規則施行(平成17年11月21日)の際、現に、当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であるもの

(2) 旧検定に合格した者であって、検定規則施行の際、現に、当該旧検定に係る警備業務に係る指定講習(旧規則第12条第1項に規定する指定講習をいう。)の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であるもの

3 検定合格者審査の日時

区分	審査日時
審査	令和8年6月11日(木) 午前9時30分から

※ 当日の受付は、午前9時から午前9時30分までに済ませること。

4 検定合格者審査の場所

宮崎市清武町今泉丙2559番地1
宮崎県建設技術センター

5 検定合格者審査の実施要領

(1) 検定合格者審査は、学科試験と実技試験により実施し、学科試験に合格した者にのみ実技試験を実施する。

学科試験は、5肢択一式の筆記試験により行う。

(2) 1級の検定合格者審査の科目及び内容

ア 学科試験

(ア) 科目

- 警備業務に関する基本的な事項
- 法令に関すること。
- 警備業務の実施に関すること。
- 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(イ) 問題数

10問

イ 実技試験

(ア) 科目

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(イ) 内容

徒手の護身術の基本動作を2種類実施

(3) 2級の検定合格者審査の科目及び内容

ア 学科試験

(ア) 科目

- 警備業務に関する基本的な事項
- 法令に関すること。
- 警備業務の実施に関すること。
- 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(イ) 問題数

10問

イ 実技試験

(ア) 科目

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(イ) 内容

徒手の護身術の基本動作を1種類実施

6 検定合格者審査申請書の提出方法

(1) 提出先

住所地又は警備員である者は属する営業所の所在地を管轄する警察署

(2) 提出期間及び時間

区分	提出期間及び時間
審査	令和8年5月11日(月)から5月22日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後4時までの間

(3) 提出方法

提出は、審査申請者本人によることを原則とするが、委任状があれば代理人でも良い。郵送による申請は認めない。

7 提出書類

- (1) 審査申請書 1 通
- (2) 旧検定合格証の写し 1 枚
- (3) 写真 1 葉 (申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)
- (4) 次のいずれかの書面 (宮崎県公安委員会以外の公安委員会発行の旧検定合格証の所持者に限る。)
 - 県内居住者であることを疎明する書面
 - 県内の営業所に属することを疎明する書面

8 審査手数料

4,700円に相当する宮崎県収入証紙を審査申請書に貼付して提出すること。

審査手数料は、審査辞退その他いかなる場合にも返還しない。

9 受検票の交付

受検票は審査当日、審査会場において交付する。

10 その他

- (1) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定に関する目的以外には使用しない。
- (2) 公告後、社会情勢の変化により、審査実施の見合せ等の措置を講ずる必要が生じた場合には、速やかに県警ホームページに掲載する。
- (3) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係 (代表電話0985-31-0110) に行くこと。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第31号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第74条第 1 項及び第75条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数並びに同法第 76条第 1 項、第81条第 1 項及び第86条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31年法律第 162号) 第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数 (その総数が 40 万を超え 80 万以下の場合にあってはその 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が 80 万を超える場合にあってはその 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数) は、令和 8 年 3 月 23 日現在次のとおりである。

令和 8 年 4 月 9 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修

選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数 17,329 人

選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数 (その総数が 40 万を超え 80 万以下の場合にあってはその 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が 80 万を超える場合にあってはその 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数) 208,303 人

宮崎県選挙管理委員会告示第32号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第80条第 1 項に規定する選挙

権を有する者の総数の 3 分の 1 の数 (その総数が 40 万を超え 80 万以下の場合にあってはその 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が 80 万を超える場合にあってはその 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数) は、令和 8 年 3 月 23 日現在次のとおりである。

令和 8 年 4 月 9 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修
西都市・西米良村選挙区 8,164 人

宮崎県選挙管理委員会告示第33号

公職選挙法施行令 (昭和25年政令第89号) 第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号の規定により、不在者投票のできる施設として次のとおり指定した。

令和 8 年 4 月 9 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人信和会 介護医療院 白寿荘	宮崎県小林市大字堤 2939番地	令和 8 年 3 月 23 日